

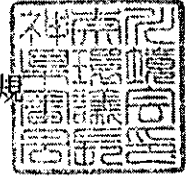


資料 2 - 2
(参考資料)

令和 6 年 3 月 19 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県環境審議会
会長 鈴木 正規



神奈川県地球温暖化対策推進条例の見直しについて (答申)

令和 5 年 8 月 29 日に諮問を受けた「神奈川県地球温暖化対策推進条例の見直し」
について、別紙のとおりとすることが適当であると結論を得たので、答申します。

神奈川県地球温暖化対策推進条例の見直しについて

1 経緯

- 県は、地球温暖化対策の推進に関する県、事業者、県民等の責務を明らかにするとともに、事業者及び県民の自主的な地球温暖化対策の促進等により良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを目的として、2009（平成21）年度に「神奈川県地球温暖化対策推進条例」（以下「条例」という。）を制定した。
- この条例に基づき、一定規模以上の事業者に対して、温室効果ガスの排出削減に関する自主的な削減目標、対策等を記載した計画書等の提出を義務付け、その概要を公表する「事業活動温暖化対策計画書制度」（2010（平成22）年度施行。以下「計画書制度」という。）を運用し、事業者による自主的な取組を促進してきた。
- こうした中、国は、「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言し、脱炭素社会の実現に向けて施策を強化している。
- また、県においても、今年度中に「神奈川県地球温暖化対策計画」（以下「温対計画」という。）を全面的に改定し、2030年度に向けた中期目標や具体的な施策等を盛り込む予定である。
- このような状況の変化や、県内の温室効果ガス排出量のうち、産業部門と業務部門からの排出が約半分を占めていることを踏まえ、事業活動における排出削減対策を促進するため、県は、計画書制度の見直し等を行うこととし、条例の見直しについて、令和5年8月29日に神奈川県知事から神奈川県環境審議会に対し、諮問がなされた。
- 今般、条例の見直しによる制度的な対応が必要と考えられる事項について、次のとおり結論を取りまとめた。

2 条例の見直しの内容

(1) 計画書制度の見直し

事業活動における排出削減対策を促進するため、次の措置を講じることが適当である。

ア 評価制度の導入

- 現行制度では、事業者が脱炭素化の取組を進める上で参考とすべき「望ましい取組の水準」の設定がなく、各事業者の取組と県の削減目標が連動していない。また、各事業者が自身の取組が十分か否かを判断することも難しい。
- そのため、改定後の温対計画における削減目標等と整合した「望ましい取組の水準」を設定するとともに、その水準に基づき、県が事業者の取組を評価し、評価結果を「見える化」する仕組み（以下「評価制度」という。）を導入すべき。

- 評価対象は、計画書を提出した全事業者とし、評価結果は全て公表すべき。ただし、中小規模事業者等については、希望者のみを対象とし、評価項目を限定した簡易評価を実施すべき。

イ 様式の統廃合、記載内容の簡素化等

- 評価制度の導入による事業者の事務負担増を避けるため、事業者に提出を義務付けている「事業活動温暖化対策計画書」（条例第11条）、「排出状況報告書」（条例第14条）及び「結果報告書」（条例第15条）の統廃合を行うとともに、記載内容の簡素化等を行うべき。

(2) その他所要の見直し

ア 工場等への立入権限の明示

- 計画書制度の対象事業者の工場等への現地調査による指導・改善については、条例第17条第1項を根拠に実施しているが、県職員の立入権限については、条文上明確に定められていないことから、県職員の立入権限を明示する規定を新たに設けるべき。

イ 神奈川県地球温暖化対策計画書審査会の所掌事項の見直し

- 「神奈川県地球温暖化対策計画書審査会」（条例第58条）の活用を図るため、所掌事項の見直しを行い、計画書制度の進捗管理や見直し等についても審議できるようにすべき。
- これに伴い、「附属機関の設置に関する条例」及び「神奈川県地球温暖化対策計画書審査会規則」についても、所要の改正を行うべき。

ウ 他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業者の登録制度の見直し

- 多くの脱炭素関連事業が生まれている現在においては、登録制度（条例第49条～第52条）を条例に位置付ける必要性が薄れていることから、関連規定を廃止すべき。

3 施行等について

- 改正条例の施行に当たっては、事業者への影響を考慮し、一定の周知期間を設けることが適当である。
- また、「脱炭素」を取り巻く状況は、今後、急速に変化していくことが見込まれるため、計画書制度の進捗管理を適切に行うとともに、定期的に制度の見直しを行うことが適当である。